

Quality Control Committee

2018年度 品質管理レビューの概要

2019 OVERVIEW



日本公認会計士協会

The Japanese Institute of Certified Public Accountants

目 次

トップメッセージ	1
1. 自主規制団体としての日本公認会計士協会の取組	3
2. 品質管理レビュー制度等	4
3. 品質管理レビューの実施状況及び実施結果	13
4. 通常レビューにおける改善勧告事項	19
5. 改善勧告事項となった原因と対策(改善措置)	24
6. 上場会社監査事務所登録制度	26
7. 上場会社監査事務所名簿等の状況	28
8. 品質管理審議会からの勧告事項への対応	29
9. 今後の行動計画	31
(参考1) 上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所の概況	33
(参考2) 上場会社の会計監査人の異動状況	34
(参考3) 年次報告書(詳細編)との関係	36

日本公認会計士協会について

日本公認会計士協会（以下「当協会」という。）は、公認会計士がその使命を全うするために公認会計士の指導・監督に努め、その資質向上に尽力しています。

当協会は、日本における唯一の公認会計士の団体です。1949年に任意団体として発足し、1966年に公認会計士法で定める特殊法人となりました。また、2004年4月には、特別の法律により設立される民間法人（特別民間法人）となりました。

当協会の会員は、公認会計士及び外国公認会計士並びに監査法人で構成され、当協会の準会員は、会計士補と公認会計士試験合格者等で構成されています。2019年3月31日現在の会員数は公認会計士及び外国公認会計士 31,191 人、監査法人 235 事務所であり、準会員数は会計士補・公認会計士試験合格者等 6,913 人、会員（準会員を含む。）数の合計は 38,339 です。

当協会は、会計プロフェッションの自主規制団体として、職業倫理の保持、会員の資質の維持・向上、業務の品質維持などの様々な活動を行っています。

本冊子『品質管理レビューの概要』は、『品質管理委員会年次報告書』の概要編を基に記述しています。『品質管理委員会年次報告書（2018年度）』は、以下の日本公認会計士協会のウェブサイトに掲載しておりますので、ご参照ください。

https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190628nen.html

なお、『品質管理委員会年次報告書』は、2018年度の品質管理レビューの結果の概要等を簡潔にまとめた「概要編」と、品質管理レビュー結果等をより詳細に説明や分析し、品質管理レビューの結果等をより深く理解できるように作成した「詳細編」で構成されています。本冊子と『品質管理委員会年次報告書』の「詳細編」との関係については、「（参考3）年次報告書（詳細編）との関係」にまとめていますので、ご参考にしてください。

トップメッセージ



企業の経済活動は従来にも増して複雑化・高度化し、また、企業の海外展開は一層の広がりを見せています。このため、財務報告の信頼性を担保するための監査の役割は、より重要性を増していると考えています。加えて、監査基準の改訂による KAM の導入、通常とは異なる監査意見等に係る対応についての議論など、昨今の監査の信頼性向上への取組からも分かるように、従来にも増して、ステークホルダーからの監査に対する期待も高まっているものと認識しております。

そのような中、日本公認会計士協会（以下「当協会」といいます。）は、公認会計士の自主規制団体として、監査の信頼性の維持・向上に努め、監査に対する社会の期待や要請に応えるため、自主規制による会員の規律・品位保持の徹底、監査制度及び監査環境の一層の整備・充実に必要な施策を講じていくことを重要な課題と位置付けています。中でも、監査事務所の品質管理体制について指導及び監督を行う品質管理レビューは、個別の監査事案に係る監査実施状況及び監査意見の妥当性や公認会計士の職業倫理に係る事項等の審査を行う個別事案審査と共に、自主規制の中核的な施策として取り組んでいます。そこで、2018 年度において、品質管理レビューの実効性・効率性の向上、さらには、自主規制全体の社会に対する事案審査に関する適時・迅速な情報提供、審査プロセスに関する明瞭かつ納得感のある説明、透明性の向上等を図るため、品質管理レビュー制度や個別事案審査体制の見直しに加え、そのモニタリング機関の在り方についても検討し、取りまとめました。

また、近時の社会構造の変化の中の大きな動きとして、社会全体での組織・事業の透明性向上の要請が挙げられます。公認会計士制度が今後とも経済社会の発展及び公共の利益に貢献するという重要な役割を担い続けていくためには、私たち公認会計士の業務や取組を広く関係者の皆様に説明し、理解を得て、また、意見を頂くことが重要と認識しており、当協会でも情報開示の充実に取り組んでいます。とりわけ、自主規制の分野については、社会に対して説明責任を果たしていくことが必要と考えていることから、本年次報告書の発行に加え、2018 年度より「品質管理レビュー事例解説集」及び「個別事案審査制度の活動概要」についても取りまとめ公表しております。監査役等や資本市場関係者の皆様にとって、当協会の「自主規制の取組」をご理解いただく一助となることを期待しています。

今後とも、公認会計士が社会に貢献し、国民経済の健全な発展に寄与すべく、当協会は自主規制機能を充実してまいります。

2019 年 6 月

日本公認会計士協会

会長 関根 愛子

品質管理委員会

鈴木昌治委員長メッセージ

日本公認会計士協会（以下「当協会」という。）は、公認会計士の自主規制団体として、日本における監査の質的水準の向上を図ることにより、監査に対する社会的信頼を維持、向上することを目的として、1999年度から品質管理レビュー制度を導入しております。また、2007年度からは、上場会社を監査する監査事務所を対象に上場会社監査事務所登録制度を運用しております。

品質管理レビュー制度については、その実効性の向上を図るべく、監査環境に応じて継続的に改善を実施しております。2018年度の品質管理レビューにおいては、品質管理レビュー実施前における監査事務所及び個別業務の情報収集・分析をさらに強化するとともに、社会的影響度の高い大規模な上場会社の監査に対する監査事務所のリスク管理の状況を確認することにレビューの重点を置くこと等により、品質管理レビューの実効性の向上に取り組みました。

また、2016年11月24日に設置された「品質管理レビュー制度等検討プロジェクトチーム」において、公認会計士監査を取り巻く現在の環境を踏まえ、当協会の自主規制機能の中核である品質管理レビュー制度等が果たすべき役割と、そのために必要な枠組・制度・取組等の具体的な事項を検討しました。そして、その検討結果を受けて、品質管理レビュー制度等に関する会則等の変更を行うべく、2019年7月の定時総会で審議することを予定しています。

品質管理委員会としては、品質管理レビュー制度等の改正論点及び改正内容を踏まえ、2019年度から実行可能なものについては早期に対応するとともに、2020年度の品質管理レビューでの運用に向けて体制を構築しております。

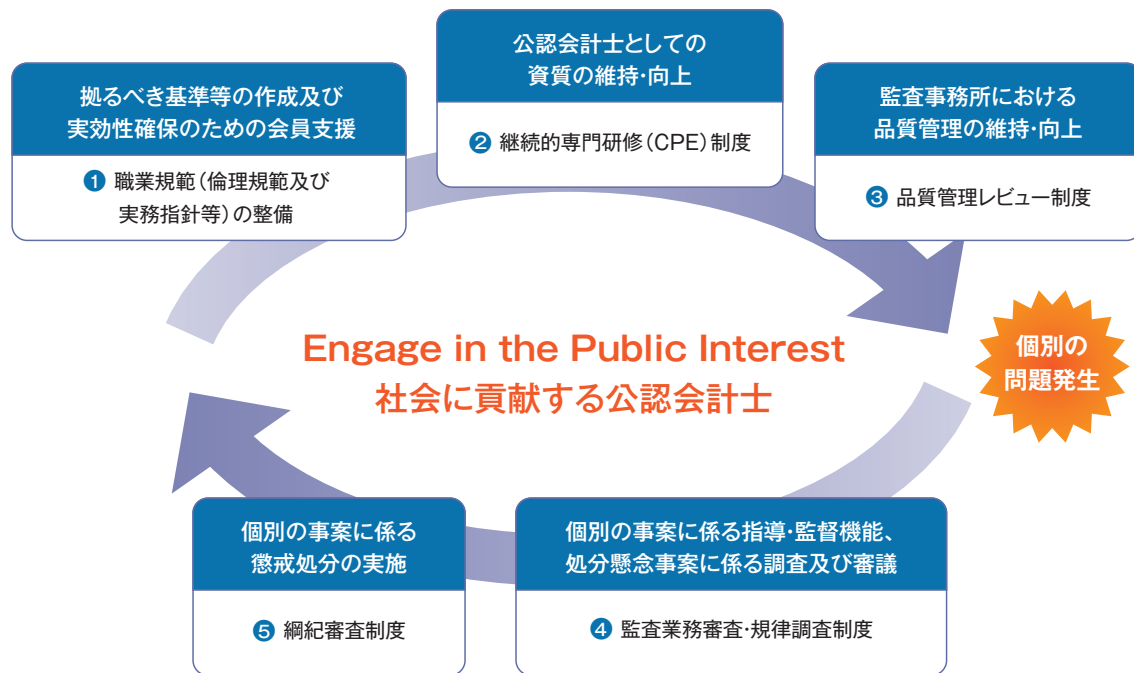
当委員会は、監査役等や資本市場関係者の皆様に対し、自主規制の取組の一つである品質管理レビュー制度、及び、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するための上場会社監査事務所登録制度を理解していただくため、今後とも情報発信に努めてまいります。

本報告書が、当協会の品質管理レビュー制度等の概要や活動状況をご理解いただくための一助となれば幸いに存じます。

1 自主規制団体としての日本公認会計士協会の取組

当協会は、会員の資質を常に高く保つ自主規制団体として、公認会計士業務の質的水準の維持、向上を図り、もって公認会計士業務に対する社会的信頼を確保するため、下図のような自主規制の取組を行っています。

「品質管理レビュー制度」は、当協会が自主規制として実施する重要な取組の一つです。



2 品質管理レビュー制度等

(1) 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の概要

当協会は、監査業務の公共性に鑑み、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を確保することを目的として、監査法人又は公認会計士（以下「監査事務所」という。）が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度（品質管理レビュー制度）を、公認会計士法の趣旨を踏まえて自主規制として導入し、1999年度から実施しています。

品質管理レビューは、当協会の会則、規則等に基づき、品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続等に準拠して、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況をレビューし、必要に応じて改善を勧告し、適切な措置を決定することにより、監査事務所が行う監査の品質の適切な水準の維持、向上を図るものです。

品質管理レビューは、指導及び監督の性格を有するものであり、摘発や懲戒を行うこと又は監査事務所が表明した監査意見の形成に介入することを目的とするものではありません。

また、当協会は、監査事務所のうち上場会社と監査契約を締結している監査事務所の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図るため、2007年に上場会社監査事務所登録制度を導入しました。この制度は、品質管理レビュー制度に組み込んだ制度として運用しており、品質管理委員会内に上場会社監査事務所部会を設置し、当該部会は、上場会社監査事務所名簿、準登録事務所名簿等を備え、広く一般に公開するとともに、これらの名簿への登録の可否や登録に関する措置を決定しています。

各証券取引所の有価証券上場規程等では、上場会社の会計監査人は、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所でなければならないとされています。

なお、上場会社監査事務所登録制度の詳細については、「6. 上場会社監査事務所登録制度」をご参照ください。

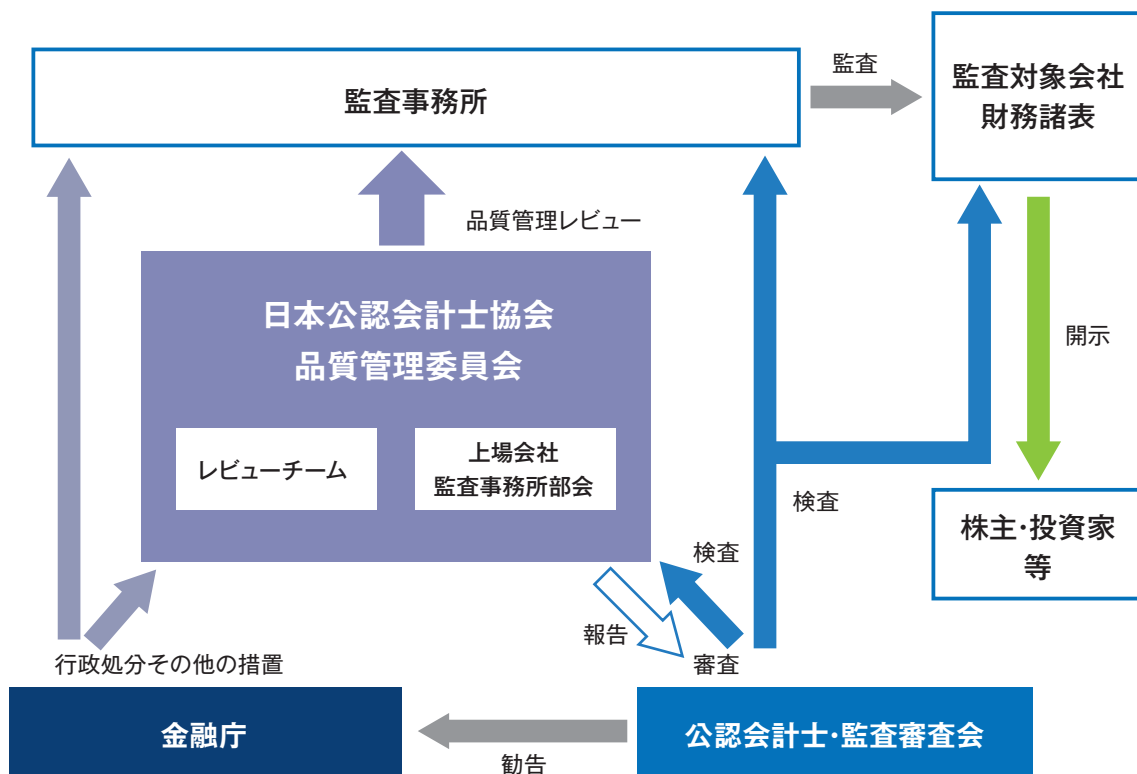
（２）品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会の検査との関係

当協会の品質管理レビュー制度は、公認会計士法に基づき、2004 年度から公認会計士・監査審査会によるモニタリングを受けています。公認会計士・監査審査会は、公認会計士法及び金融庁設置法に基づき、金融庁に設置された合議制の行政機関です。公認会計士・監査審査会の主な業務内容は、公認会計士、監査法人及び外国監査法人等並びに当協会に対する検査等、公認会計士試験の実施、公認会計士及び監査法人に対する懲戒処分等の調査審議です。

当協会は、公認会計士・監査審査会に対して、月次及び年次で品質管理レビューの状況報告を行っています。

以下の図は、金融庁、公認会計士・監査審査会、監査事務所及び当協会の関係を示しています。

【金融庁、公認会計士・監査審査会、監査事務所及び当協会の関係】



(3) 監査事務所の品質管理のシステム

監査事務所は、監査業務の品質を合理的に確保するため、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」に定められた以下の事項に関する品質管理のシステムを整備し運用しなければなりません。

- ① 監査事務所と監査事務所に所属する社員等及び専門職員全体（以下「専門要員」という。）が職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守すること。
- ② 監査事務所又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

監査事務所の品質管理のシステムは、主として以下の方針及び手続から構成されるものであり、監査事務所は、これらの方針及び手続を策定し、監査責任者は、監査事務所が設けた品質管理のシステムに準拠して監査業務を行わなければなりません。

【監査事務所の品質管理のシステム】

品質管理に関する責任

- 品質を重視する風土の醸成

職業倫理及び独立性

- 監査対象会社等からの独立性の保持

監査契約の新規の締結及び更新

- 監査対象会社等の規模・複雑性・誠実性及び監査事務所の受入体制（専門要員の確保を含む。）の評価、適切な監査業務を実施できるかの判断

専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任

- 専門要員に必要とされる適性や能力の維持・開発

業務の実施

- 監査に必要な情報・技法の蓄積（監査マニュアル・ガイダンス、監査ツール等）
- 監査責任者による指示・監督・査閲
- 適時かつ適切な監査調書の作成

審査

- 審査担当者の十分な知識・経験・能力と当該監査業務に対する客観性の確保
- 深度ある審査の実施

品質管理のシステムの監視

- 日常的な監視、定期的な検証により発見された不備の影響の評価、伝達及び是正

品質管理のシステムの文書化

- 品質管理のシステムの整備及び運用状況の適切な記録・保存

（４）通常レビューの種類及び対象監査事務所

通常レビューは、監査事務所が行う監査の品質管理の状況をレビューし、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為です。通常レビューには、定期レビューと機動レビューの２つの種類があります。

【通常レビューの種類】

通常レビューの種類	内容
定期レビュー	通常レビューを受けなければならない監査事務所を対象に、原則として３年に１度の頻度で計画的に実施するレビュー (大手監査法人（注）は２年に１度)
機動レビュー	通常レビューを受けなければならない監査事務所を対象に、前回の通常レビューで限定事項付き結論となった場合等、定期レビューを補完する必要があると品質管理委員会が判断した場合に機動的に実施するレビュー

(注) 大手監査法人とは、レビュー対象期間に属する日付を付した監査報告書に係る上場会社の監査業務数が 100 社以上又は専門要員が 1,000 人以上の監査事務所をいいます。なお、当該定義については 2019 年度に改正する予定です。

公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等を監査している監査事務所は、通常レビュー対象の監査事務所となります。

【通常レビュー対象監査事務所】

(2019 年 3 月 31 日現在)

	監査法人	公認会計士	合計
通常レビュー対象監査事務所	140 事務所	50 事務所	190 事務所
うち上場会社監査事務所名簿等登録事務所	120 事務所	11 事務所	131 事務所

(注) 上場会社監査事務所名簿等登録事務所は、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所をいいます。なお、上場会社監査事務所登録制度等の詳細については「6. 上場会社監査事務所登録制度」、「7. 上場会社監査事務所名簿等の状況」をご参照ください。

(5) 通常レビューの実施方法

通常レビューにおいては、監査事務所全体の品質管理の状況を確認するため、主として以下の方法により、品質管理レビューを実施しています。

● 監査事務所における品質管理の確認

個別の監査業務に影響を与える監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況をレビューします。

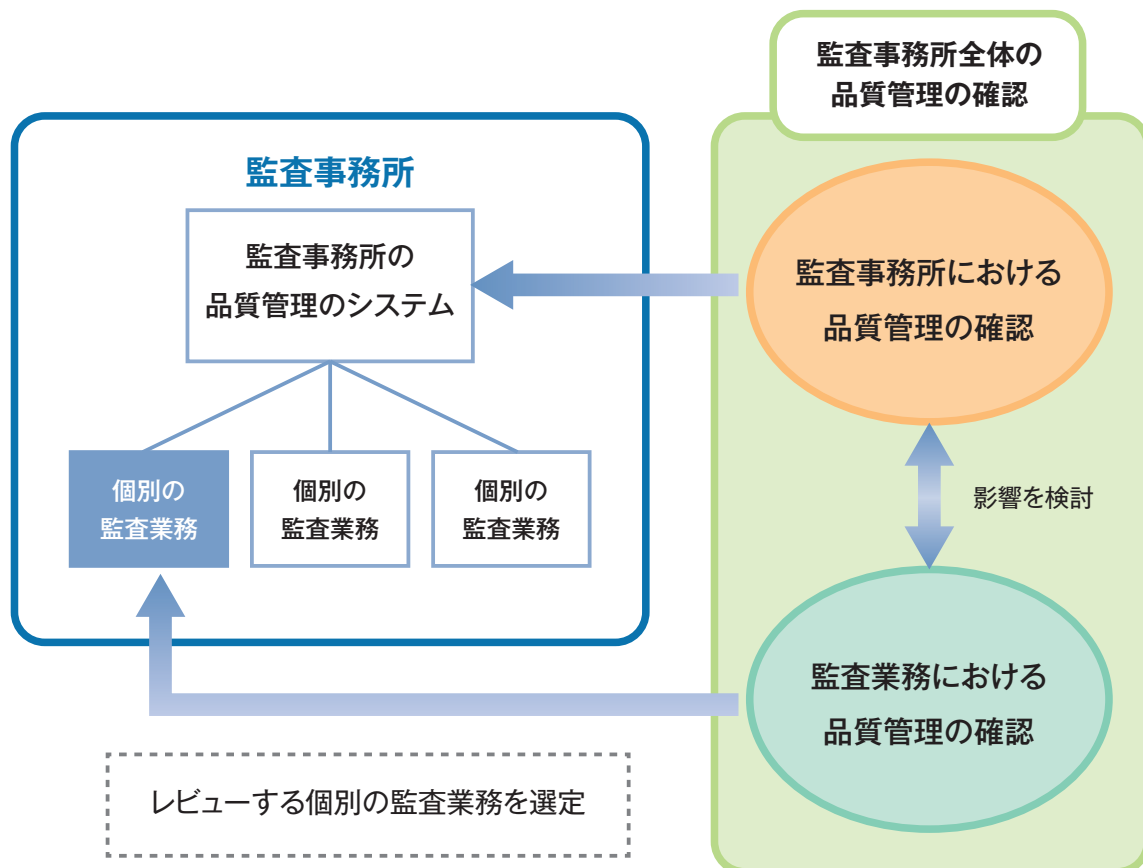
● 監査業務における品質管理の確認

監査事務所の品質管理のシステムが、個別の監査業務において適切に運用されているかどうかをレビューします。

なお、レビュー対象とする個別の監査業務については、監査業務のリスクの程度や監査事務所の状況を考慮して、監査事務所全体の品質管理の状況を確認できるように選定します。

また、個別の監査業務において特に重要な改善勧告事項や多数の改善勧告事項が識別された場合には、監査事務所の品質管理のシステムへの影響について検討します。

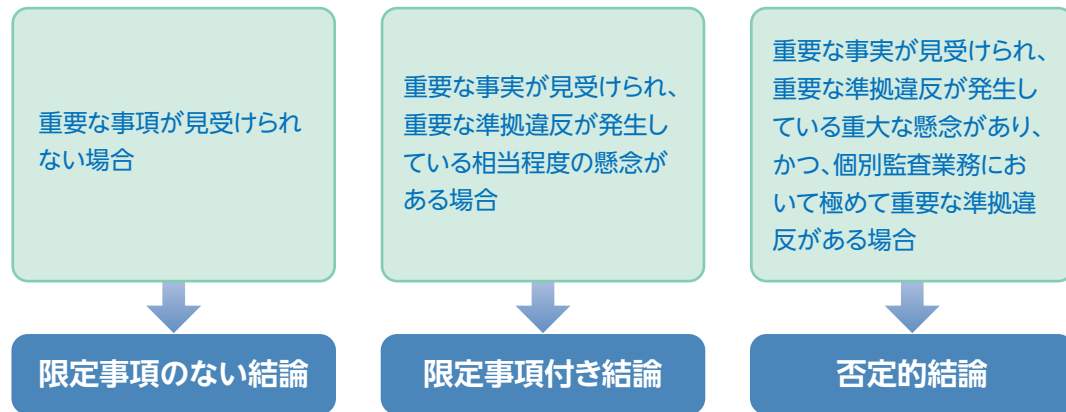
【通常レビューにおける品質管理の確認対象とその関係】



（６）通常レビューの結論（品質管理レビュー報告書）

通常レビューを実施した結果に基づき、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況に関する結論を記載した品質管理レビュー報告書を作成し、監査事務所に交付しています。

通常レビューの結論は、以下の３種類です。



限定事項付き結論は、例えば、重要な領域（会計上の見積り、収益認識等）について、重要な虚偽表示を看過している相当程度の懸念がある場合や監査リスクを許容可能な低い水準に抑える十分かつ適切な監査証拠を入手していない場合に表明されます。

なお、主要なレビュー手続の一部又は全部を実施できなかった等の理由により品質管理レビュー報告書において結論の表明を行うための合理的な基礎を得ることができなかった場合には、品質管理レビュー報告書に結論は表明されません（結論の不表明）。

（７）改善勧告事項（改善勧告書と改善計画書）

品質管理レビュー報告書の結論にかかわらず、監査事務所の品質管理の向上に資する改善の必要な事項（改善勧告事項）がある場合には、改善勧告書を作成し監査事務所に交付しています。

改善勧告書を受領した監査事務所は、改善勧告事項に対する改善措置について記載した改善計画書の提出が求められます。

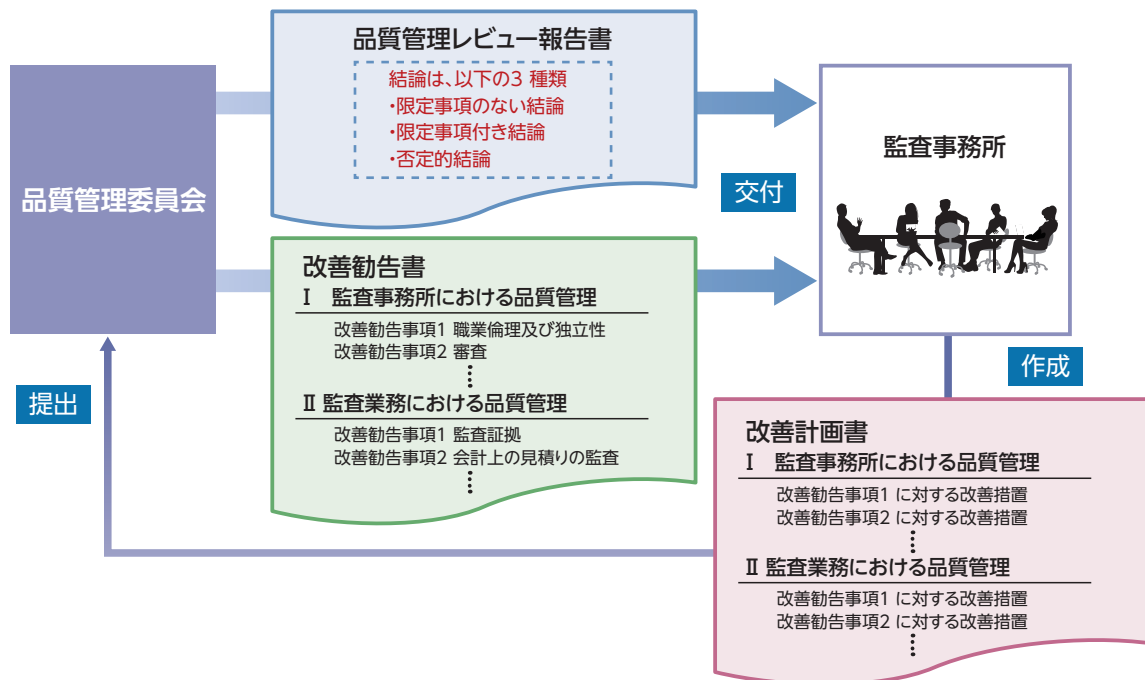
① 改善勧告書

改善勧告事項は、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況である「監査事務所における品質管理」に関するものと、個別の監査業務における監査事務所の品質管理のシステムの運用状況である「監査業務における品質管理」に関するものに区分され、「改善勧告書」に記載されます。

② 改善計画書

改善勧告書を交付された監査事務所は、監査事務所が実施する改善勧告事項に対する改善措置について記載した改善計画書を作成し、品質管理委員会に提出します。なお、レビューアーは監査事務所の改善計画が実行可能で効果の高いものとなるように、監査事務所への指導を実施しています。

【改善勧告事項と改善計画書】



(8) 改善措置の状況の確認（フォローアップ・レビュー報告書）

品質管理委員会は、改善計画書を受領した翌年度に、その改善措置の状況を確認するためにフォローアップ・レビューを実施し、確認結果を記載したフォローアップ・レビュー報告書を作成して監査事務所に交付しています。フォローアップ・レビューにおいて「改善の不十分な事項」が確認されたときには、その翌年度に再フォローアップ・レビューを実施しています。なお、改善計画書を受領した翌年度にフォローアップ・レビューに代えて機動レビューを実施する場合があります。

(9) 通常レビューの結果に基づく措置

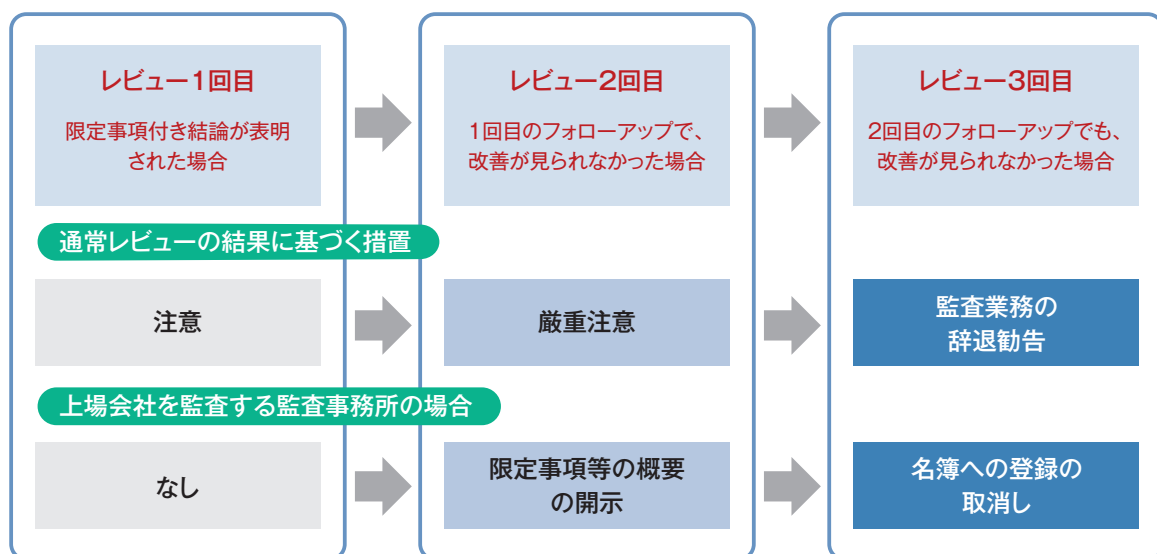
当協会が自主規制団体として、監査業務に対する社会的信頼を確保し、監査制度の充実を図るために、品質管理の質的水準が十分でない監査事務所に対して、品質管理の充実のための自助努力を促すとともに、その状況を監督していくことが必要であると考え、通常レビューの結論に基づき、監査事務所に対する措置を決定しています。

また、上場会社監査事務所名簿等登録事務所に対しては、上記の措置に加えて、必要に応じて、上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置も講じています。

【通常レビューの結果に基づく措置】

通常レビューの結論等	通常レビューの結果に基づく措置	上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置
限定事項付き結論	注意	なし
限定事項付き結論 (極めて重要な準拠違反の懸念あり)	厳重注意	限定事項等の概要の開示 (上場会社監査事務所名簿)
否定的結論	監査業務の辞退勧告	名簿への登録の取消し
レビュー拒否・非協力等		

なお、翌年度に実施した監査事務所の改善措置が不十分であった場合には、より重い措置が講じられていきます。例えば、レビュー1回目において限定事項付き結論が表明された場合、レビュー2回目以降に改善措置が不十分であったときの措置は以下のようになります。



(10) 品質管理レビュー結果の概要の第三者への開示

品質管理レビュー報告書等は、原則として第三者に開示できませんが、当協会は、2018年7月に品質管理委員会規則の一部変更等を行い、直近の品質管理レビュー結果の概要（品質管理レビューの結論等）については、監査事務所が作成する「監査品質に関する報告書」等において、監査事務所が第三者に開示できることとしました。

(11) 品質管理レビュー結果に関する監査役等とのコミュニケーション

会社の監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）は、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断するに当たって、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況の概要を把握する必要があります。

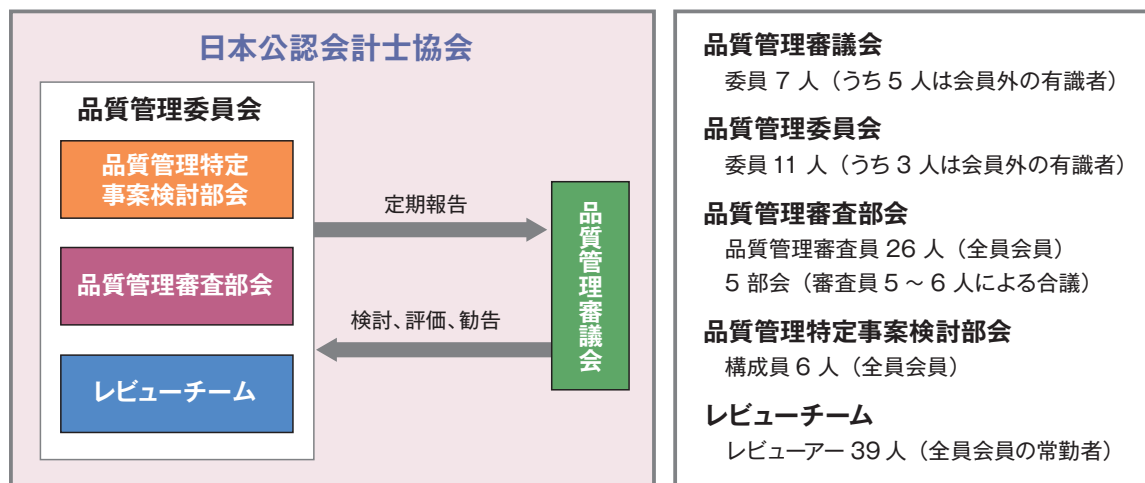
そのため、上場会社等の監査の場合には、監査人は、品質管理レビューの結論及びその結果に基づく措置等の内容を監査役等へ書面で伝達することが求められています。なお、その伝達を開始する時期は、監査事務所が品質管理レビュー報告書を受領した日以後となります。

また、当協会は2019年2月に監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」を改正し、同年4月1日以後品質管理レビューの結果を監査事務所が受領した場合の監査役等への伝達事項に、個別の監査業務における品質管理に関する限定事項及び改善勧告事項の有無、その領域及び全般的な傾向が含まれることを明確化しました。

(12) 品質管理審議会によるモニタリング

当協会は、品質管理委員会の適切な運営に資するために、会員外の有識者を委員として含む品質管理審議会を置いています。品質管理審議会は、品質管理レビュー制度の運営状況を検討・評価し、その結果を品質管理委員会に勧告しています。

【品質管理レビューの運営体制】



3 品質管理レビューの実施状況及び実施結果

(1) 品質管理レビューの計画

2018 年度の重点的实施項目

通常レビューの実施に当たり、レビューアーが必ず確認する項目とした重点的实施項目は、前年度に引き続き、以下の事項としました。

- 会長通牒平成 28 年第 1 号「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」及び監査提言集（特別版）「財務諸表監査における不正への対応」（以下「会長通牒等」という。）への対応状況
- 監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況
 - ・ 監査業務の品質を重視する風土
 - ・ 監査事務所のガバナンスや組織運営
 - ・ 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任

2018 年度の通常レビュー計画の策定における主な留意事項

2018 年度の品質管理レビュー実施計画の策定に当たり留意した主な事項は、以下のとおりです。なお、2018 年度の品質管理レビューは、レビューアー 39 人体制で実施しました。

- ① 情報収集・分析の強化及び大規模上場会社の重視
 - ・ 監査事務所及び個別業務に係る情報収集・分析を強化する。
 - ・ 大規模な上場会社を重視して、レビュー対象とする個別業務を選定する。
 - ・ 個別業務のリスク評価、監査事務所による監視の有効性の評価結果等を参考のうえ、監査業務数を決定する。
- ② 通常レビューにおけるリスク・アプローチの強化
 - ・ 重要な虚偽表示リスクの程度の高い監査項目に重点を置く。
 - ・ 個別業務を担当するレビューアーを、規模やリスクに応じて複数名とする。
- ③ 監査事務所との深度あるコミュニケーション
 - ・ 改善勧告事項の発生原因の究明と有効な改善措置の策定について監査事務所と深度あるコミュニケーションを行う。
 - ・ 全ての監査事務所の改善計画書に、改善勧告事項が生じた原因の記述を求めることで、監査事務所の監査の品質向上のための指導を行う。
- ④ 機動レビューの実施
 - ・ 前回レビューから 3 年を経過しない 14 事務所に対して機動レビューを実施する。
 - ・ 特に前回レビューで限定事項付き結論等が表明された監査事務所に対しては、早期に監査事務所の品質管理のシステムを確認する。

(2) 品質管理レビューの実施状況

2018 年度の品質管理レビューの実施状況は、以下の表のとおりです。

	当年度実施 監査事務所数	レビュー報告書 交付事務所数	当年度繰越監査 事務所数 (注3)
通常レビュー	56	54	2
定期レビュー	42	42	—
機動レビュー	14	12	2
フォローアップ・レビュー	78	78	—
再フォローアップ・レビュー	2	2	—
合 計	136	134	2
通常レビュー対象監査事務所数 (注2)	198		
当年度の通常レビュー実施割合	28%		
当年度のレビュー実施割合	69%		

(注1) 前年度以前に通常レビューを開始したものの、品質管理レビュー報告書の審議・決定が当年度に繰り越された監査事務所が、上記表中以外に1事務所（機動レビュー1事務所）あります。

(注2) 2018年4月1日現在において、通常レビューの対象となる監査事務所数です。

(注3) 当年度に通常レビューを開始したものの、品質管理レビュー報告書の審議・決定が次年度に繰り越された監査事務所（以下「繰越監査事務所」という。）です。

通常レビューの対象となる監査事務所（以下「通常レビュー対象監査事務所」という。）及び2018年度に通常レビュー、フォローアップ・レビューを実施した監査事務所の規模ごと（上場会社の監査業務数別）の内訳は、以下の表のとおりです。

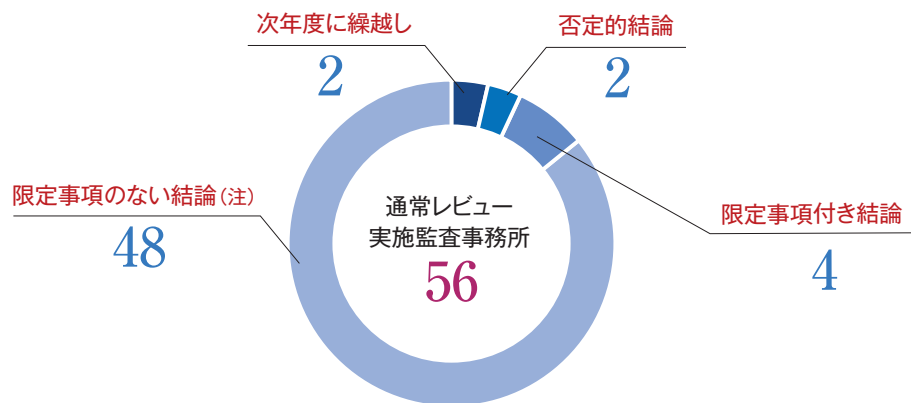
		通常レビュー 対象 監査事務所数	当年度実施監査事務所数の内訳		
			通常レビュー 実施監査事務所 (注)	フォローアップ・ レビュー 実施監査事務所	再フォローアップ・ レビュー 実施監査事務所
名簿等登録事務所 上場会社監査事務所	上場会社監査数 100 社以上	5	3 (—)	2	—
	上場会社監査数 20 ～ 99 社	9	3 (1)	3	—
	上場会社監査数 10 ～ 19 社	13	5 (2)	5	—
	上場会社監査数 10 社未満	112	31 (7)	42	1
	計	139	42 (10)	52	1
その他の監査事務所		59	14 (4)	26	1
合 計		198	56 (14)	78	2

(注) 通常レビューを実施した監査事務所のうち機動レビューを実施した監査事務所数については、() 内に内数で記載しています。

(3) 通常レビューの実施結果

① 通常レビューの結果

2018 年度に通常レビューを実施した監査事務所（以下「通常レビュー実施監査事務所」という。）56 事務所の通常レビューの結論は、「限定事項のない結論」が 48 事務所、「限定事項付き結論」が 4 事務所、「否定的結論」が 2 事務所となりました。なお、結論の決定が次年度に繰り越された監査事務所は 2 事務所であり、「結論の不表明」はありませんでした。



(注) 上記のほか、2017 年度に通常レビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が 2018 年度に繰り越された監査事務所が 1 事務所（「限定事項のない結論」）があります。そのため、2018 年度中に「限定事項のない結論」の品質管理レビュー報告書が交付された監査事務所は合計 49 事務所です。

2018 年度の通常レビュー実施監査事務所（56 事務所）について、監査事務所の規模ごと（上場会社の監査業務数別）の通常レビューの結論等の種類別の内訳は、以下の表のとおりです。

（単位：監査事務所）

		結論等の種類別の内訳				
		限定事項のない結論	限定事項付き結論	否定的結論	当年度繰越監査事務所	合計
名簿等登録の上場会社監査事務所	上場会社監査数 100 社以上	3 (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	3 (－)
	上場会社監査数 20 ～ 99 社	2 (－)	－ (－)	－ (－)	1 (1)	3 (1)
	上場会社監査数 10 ～ 19 社	5 (2)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	5 (2)
	上場会社監査数 10 社未満	27 (6)	1 (－)	2 (－)	1 (1)	31 (7)
	計	37 (8)	1 (－)	2 (－)	2 (2)	42 (10)
その他の監査事務所		11 (2)	3 (2)	－ (－)	－ (－)	14 (4)
合 計		48 (10)	4 (2)	2 (－)	2 (2)	56 (14)

(注) 2018 年度通常レビュー実施監査事務所のうち機動レビューを実施した監査事務所数については、() 内に内数で記載しています。

❗ 「限定事項付き結論」は、あくまでも、監査事務所の品質管理のシステムや個別監査業務において、重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念があると認められた場合に表明される結論であり、直ちに監査業務において重要な準拠違反があったことや監査意見の妥当性に問題があったことを示すものではありません。

② 当年度の重点的実施項目とレビュー結果

通常レビューにおける重点的実施項目は、通常レビューの往査時にレビューアーが必ず確認し、必要に応じて監査事務所を指導し、周知を図るものです。

会長通牒等への対応状況に関しては、特に留意すべきものとされた7項目について確認しました。その結果、改善勧告事項があった監査事務所数は、以下の表のとおりです。

重点的実施項目	監査事務所数（注）
1. リスク・アプローチに基づく監査	4
2. 職業的専門家としての懐疑心	4
3. 経営者による内部統制を無効化するリスク	19
4. 会計上の見積りの監査	14
5. 監査チーム内の情報共有	9
6. 審査	1
7. 監査時間・期間の確保	2

（注）複数の項目について改善勧告を受けた監査事務所があります。

また、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況に関しては、金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（2016年3月8日付け）（以下「会計監査懇談会提言」という。）等を踏まえ、下記の3項目について重点的実施項目として採り上げ、これらが適切かつ有効に整備・運用されているかを確認しました。その結果、当該3項目について改善勧告事項があった監査事務所数は、以下の表のとおりです。

重点的実施項目	監査事務所数（注）
1. 監査業務の品質を重視する風土	2
2. 監査事務所のガバナンスや組織運営	5
3. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任	1

（注）複数の項目について改善勧告を受けた監査事務所があります。

(4) フォローアップ・レビューの実施結果

2018 年度にフォローアップ・レビューを実施した監査事務所（以下「フォローアップ・レビュー実施監査事務所」という。）80 事務所について、監査事務所の規模ごと（上場会社の監査業務数別）の確認結果等の内訳は、以下の表のとおりです。

（単位：監査事務所）

		確認結果等の内訳		
		改善の不十分な事項のない確認結果	改善の不十分な事項のある確認結果	合計
上場会社監査事務所 等登録事務所	上場会社監査数 100 社以上	2 (－)	－ (－)	2 (－)
	上場会社監査数 20 ～ 99 社	3 (－)	－ (－)	3 (－)
	上場会社監査数 10 ～ 19 社	4 (－)	1 (－)	5 (－)
	上場会社監査数 10 社未満	41 (1)	1 (－)	42 (1)
	計	50 (1)	2 (－)	52 (1)
その他の監査事務所		26 (1)	2 (－)	28 (1)
合 計		76 (2)	4 (－)	80 (2)

(注 1) フォローアップ・レビュー実施監査事務所の内訳には、再フォローアップ・レビュー 2 事務所を含んでおり、() 内に内数で記載しています。

(注 2) フォローアップ・レビュー開始日現在において、改善措置の実施予定期日が未到来の事項がある場合は、次年度のフォローアップ・レビュー等で改善措置の状況を確認することとなります。なお、2018 年度のフォローアップ・レビューにおいて改善措置の実施予定期日が未到来の事項があった監査事務所はありませんでした。

(5) 品質管理レビューの結果に基づく措置の状況

2018 年度の通常レビュー及びフォローアップ・レビューの実施結果に基づく措置の決定は、以下の表のとおりです。

(単位：監査事務所)

監査事務所ごとの品質管理レビューの結論等と措置の決定の関係		
品質管理レビューの結論等	措置 (注 2)	当年度 (注 1)
否定的結論	辞退勧告	2 (2)
限定事項付き結論	辞退勧告 (改善不十分)	2 (―)
	注意	2 (1)
	小 計	4 (1)
限定事項のない結論における改善勧告事項 (注 3)	注意 (改善不十分)	5 (3)
合 計		11 (6)

(注 1) 品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置の決定を受けた監査事務所数のうち、上場会社監査事務所名簿等登録事務所に対するものは、() 内に内数で記載しています。

(注 2) 措置欄の「辞退勧告 (改善不十分)」及び「注意 (改善不十分)」は、当年度のフォローアップ・レビュー又は機動レビューにおいて、監査事務所の改善措置が不十分であったため決定された措置になります。

(注 3) 限定事項のない結論における改善勧告事項に係る注意措置 (改善不十分) には、フォローアップ・レビューの結果に基づく措置が 4 事務所 (うち上場会社監査事務所名簿等登録事務所は 2 事務所) 含まれています。

(注 4) 前年度以前に通常レビューを開始したものの、品質管理レビュー報告書の審議・決定が当年度に繰り越された監査事務所のうち措置を受けた監査事務所が、上記表中以外に 1 事務所 (上場会社監査事務所名簿等登録事務所) あります。なお、当該事務所の品質管理レビューの結論等及び措置は、限定事項のない結論及び注意です。

(注 5) 品質管理レビューの結果に基づく措置は、一つの監査事務所に対して複数の種類の措置が決定される場合があります。このため、上記表中の措置の記載は、監査事務所ごとに決定された措置の種類の中で、最も重い措置に区分して記載しており、監査事務所ごとに決定された措置の総合計数とは一致しません。

4 通常レビューにおける改善勧告事項

改善勧告事項の内容は、「監査事務所における品質管理」に関連するものと、「監査業務における品質管理」に関連するものに分けられます。

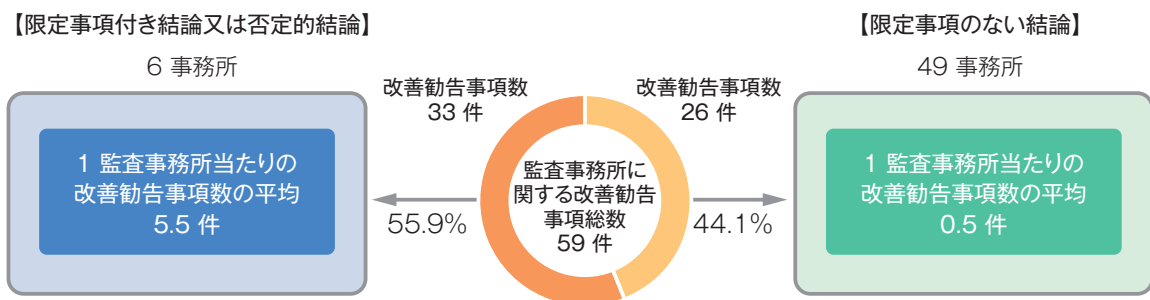
(1) 「監査事務所における品質管理」に関連する改善勧告事項

2018 年度に品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所 55 事務所における、「監査事務所における品質管理」に関連する改善勧告事項数は、以下の表のとおりです。

レビューの結論	事務所数 (A)	改善勧告事項数 (B)	1 事務所当たり平均 (B/A)	改善勧告事項が生じた 事務所数と割合
限定事項付き結論 又は否定的結論	6 事務所	33 件 (注 1)	5.5 件	6 事務所 (100%)
限定事項のない結論	49 事務所	26 件	0.5 件	13 事務所 (27%)
合 計	55 事務所 (注 2)	59 件	1.1 件	19 事務所 (35%)

(注 1) 33 件のうち限定事項付き結論等の原因となった改善勧告事項は 19 件です。

(注 2) 品質管理レビュー報告書の交付が 2018 年度に繰り越された 1 事務所を含みます。また、品質管理レビュー報告書の交付が 2019 年度へ繰り越しとなった 2 事務所を除きます。

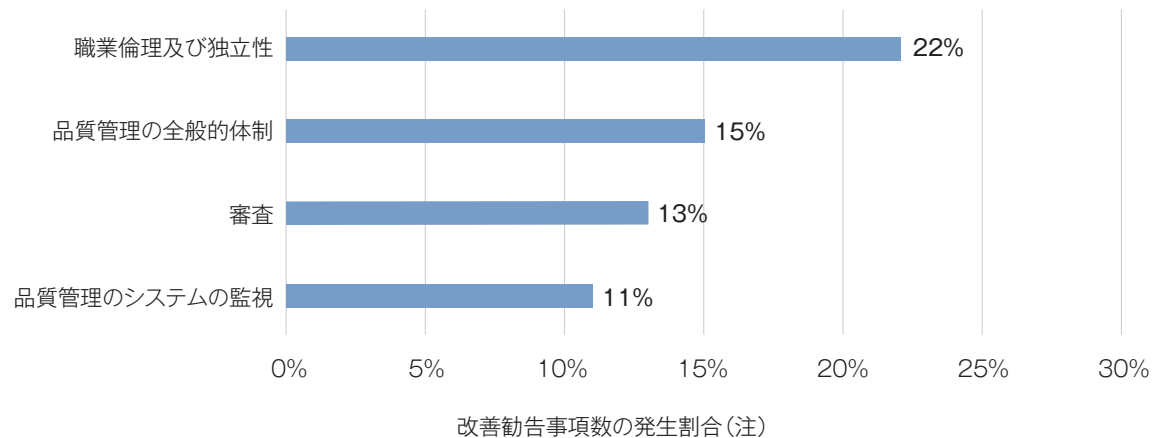


❗ 改善勧告事項とは、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している懸念がある事項です。この改善勧告事項には、限定事項付き結論等の要因となる事項もありますが、その多くは、監査に関する品質管理の向上に資する改善の必要がある事項として改善勧告書に記載されるものです。

発生割合が高い改善勧告事項（監査事務所における品質管理）

「監査事務所における品質管理」に関連する改善勧告事項について、改善勧告事項の発生割合が高い項目は、「職業倫理及び独立性」、「品質管理の全般的体制」等です。

【発生割合が高い改善勧告事項（監査事務所における品質管理）】



（注）「改善勧告事項数の発生割合」＝ $\frac{\text{「各項目について改善勧告事項が生じた監査事務所数」}}{\text{「品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所数」}}$

改善勧告事項の事例

事例 1 職業倫理及び独立性

<具体例>

監査事務所は、専門要員の独立性の確認のため、専門要員にチェックリストを配布し、回答を確認しているが、確認対象に監査対象会社の親会社や子会社等を明示しておらず、独立性を確認する対象会社の網羅性が確保されていない。

事例 2 品質管理の全般的体制

<具体例>

複数の監査業務から重要な会計上の見積りに関する監査手続の不備を含む多くの不備が発見されており、監査責任者による監査業務の指示・監督及び監査調書の査閲が十分に実施されていない。また、監査チームが実施した重要な会計上の見積りに関する監査手続の不備が審査で指摘されていない。

❗ 改善勧告事項のより詳細な内容については「品質管理レビュー事例解説集」をご参照ください。

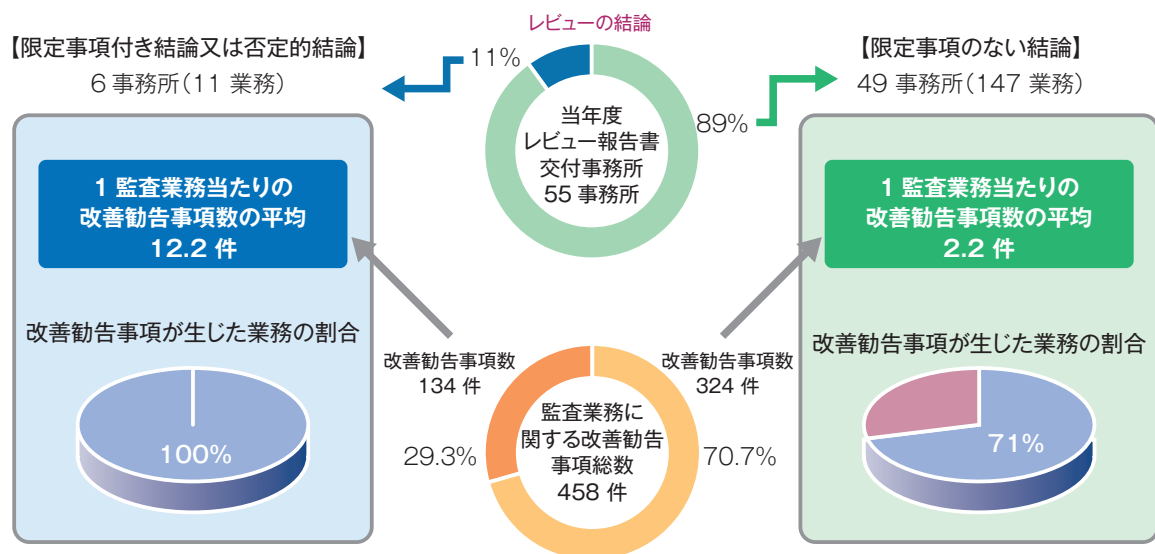
(2) 「監査業務における品質管理」に関連する改善勧告事項

2018 年度に品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所 55 事務所における、選定した監査業務数と改善勧告事項数は、以下の表のとおりです。

レビューの結論	事務所数	選定業務数 (A)	改善勧告事項数 (B)	1 監査業務当たり平均 (B/A)	改善勧告事項が生じた業務数と割合
限定事項付き結論 又は否定的結論	6 事務所	11 業務	134 件 (注 1)	12.2 件	11 業務 (100%)
限定事項のない結論	49 事務所	147 業務	324 件	2.2 件	105 業務 (71%)
合 計	55 事務所 (注 2)	158 業務	458 件	2.9 件	116 業務 (73%)

(注 1) 134 件のうち限定事項付き結論等の原因となった改善勧告事項は 25 件です。

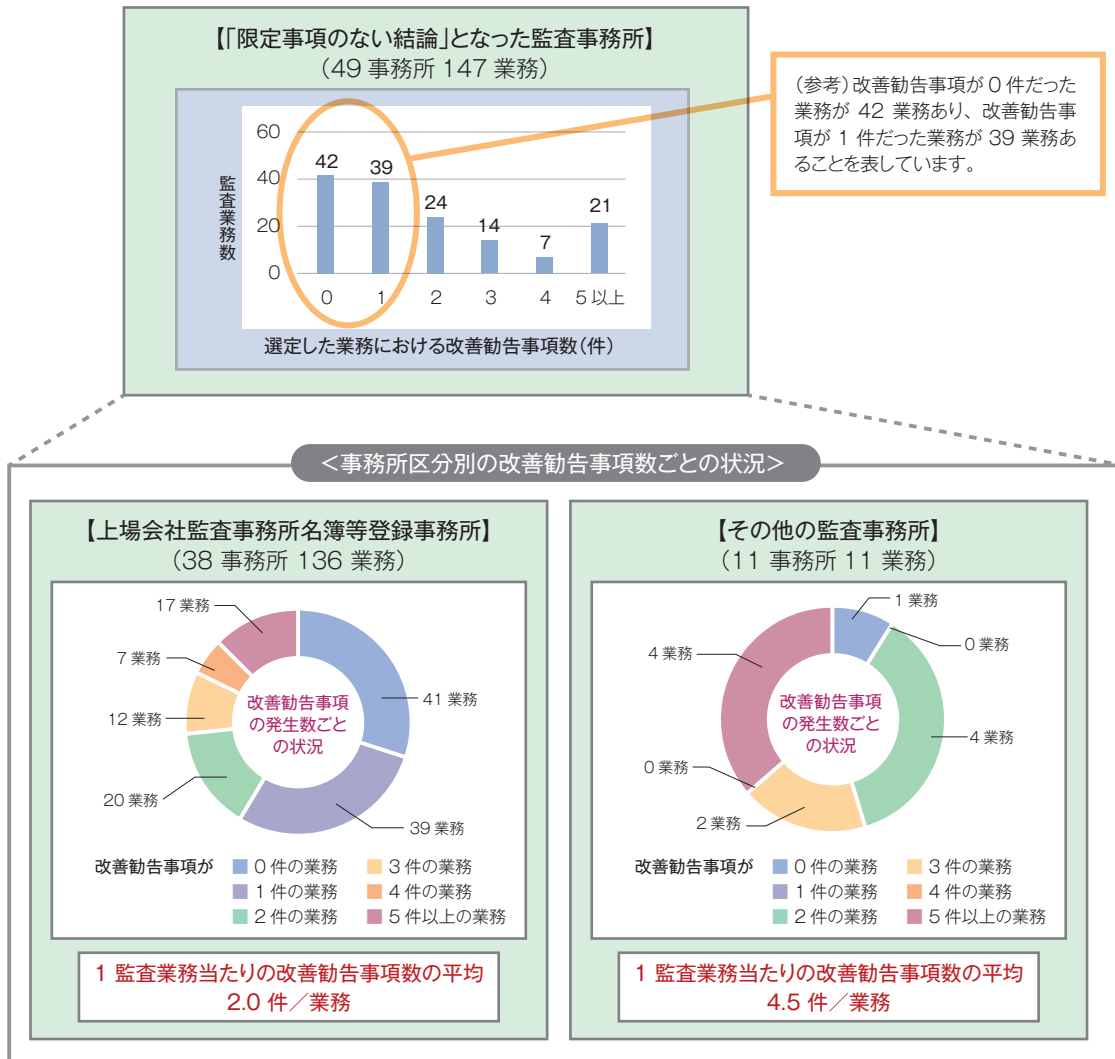
(注 2) 品質管理レビュー報告書の交付が 2018 年度に繰り越された 1 事務所を含みます。また、品質管理レビュー報告書の交付が 2019 年度へ繰り越しとなった 2 事務所を除きます。



「限定事項のない結論」となった監査事務所における改善勧告事項の発生状況

「限定事項のない結論」となった監査事務所について、選定した各監査業務における改善勧告事項数ごとの状況は、以下のとおりです。

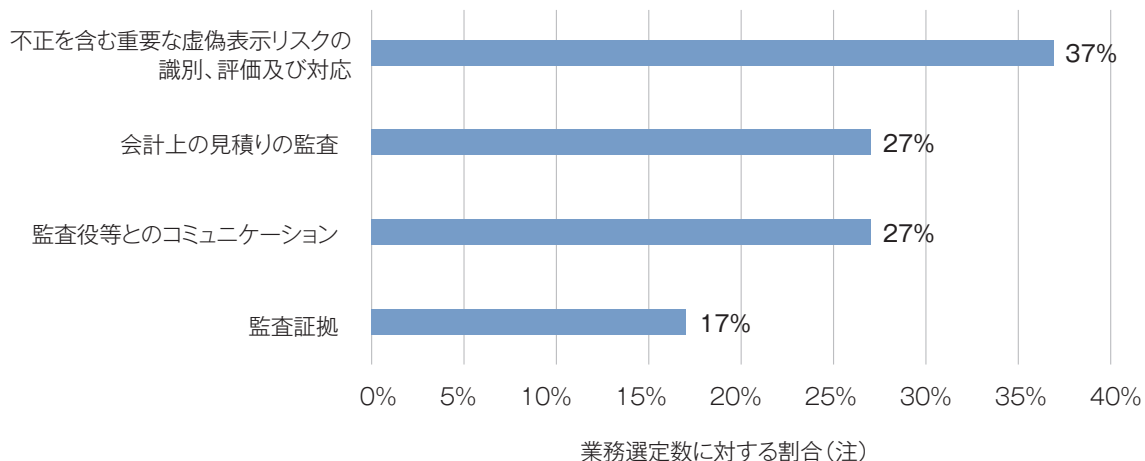
【選定した各監査業務における改善勧告事項数ごとの状況】



発生割合が高い改善勧告事項（監査業務における品質管理）

「監査業務における品質管理」に関連する改善勧告事項について、改善勧告事項の発生割合が高い項目は、「不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応」、「会計上の見積りの監査」、「監査役等とのコミュニケーション」等です。

【発生割合が高い改善勧告事項（監査業務における品質管理）】



(注)「業務選定数に対する割合」= $\frac{\text{「各項目について改善勧告事項が生じた監査業務数」}}{\text{「選定した監査業務数」}}$

改善勧告事項の事例

事例 1 不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応

<具体例>

監査人は、売上の発生及び売掛金の実在性について不正リスクがあると評価し、そのリスクへの対応手続として残高確認を実施している。その結果、確認依頼額と回答額との間に多額の差異が生じている得意先があるが、当該差異内容について追加的な監査手続を実施していない。

事例 2 会計上の見積りの監査

<具体例>

監査対象会社は、債務超過に陥っている関係会社株式の評価について、5年以内に実質価額が取得原価まで回復すると判断し減損処理を行っていないが、監査人は将来年度の利益が右肩上がりとなっている事業計画の達成可能性を批判的に検討していない。

事例 3 監査役等とのコミュニケーション

<具体例>

監査人は、以下の事項について、監査役等とコミュニケーションを実施していない。

- ・ 特別な検討を必要とするリスクの内容及び当該リスクを識別した理由
- ・ 日本公認会計士協会の品質管理レビューの結果

❗ 改善勧告事項のより詳細な内容については「品質管理レビュー事例解説集」をご参照ください。

5 改善勧告事項となった原因と対策（改善措置）

監査事務所がより実効性のある適切な改善措置を立案し実施するためには、改善勧告事項の発生原因を明らかにすることが重要です。このため、当年度の品質管理レビューからは、監査事務所が作成する改善計画書に、全ての改善勧告事項を対象に「改善勧告事項となった原因」の記載を求めることとしました。

「改善勧告事項となった原因」には、さらに根本的な原因が存在している場合があります、複数の原因に共通する根本的な原因には、監査事務所の風土や経営姿勢といった事項に問題があるケースが見受けられます。なお、品質管理レビューの結論が限定事項付き結論等の場合には、従前から改善計画書に「改善勧告事項となった原因及び根本的な原因」の記載を求めています。

レビューアーは、こうした改善勧告事項の発生原因や改善計画の策定について監査事務所と深度あるコミュニケーションを実施するなど、監査事務所の監査の品質向上のための指導を行っています。

（１）改善勧告事項となった原因と対策

改善計画書に記載された「改善勧告事項となった原因」には以下のようなものがあります。

改善勧告事項	改善勧告事項となった原因
① 債務超過に陥っている関係会社株式の評価において、将来年度の利益が右肩上がりとなっている事業計画の達成可能性を批判的に検討していなかった。	監査対象会社の主張に対する 職業的懐疑心の不足
② 事業の多角化を進めている監査対象会社の売上について、売上の種類、取引形態ごとに、どのような不正リスクが発生するのかを具体的に検討していなかった。	監査基準の誤解や理解不足
③ 通常レビューにおいて、重要な不備が検出されているが、監査責任者は、監査調書の査閲等を通じて当該不備を是正できていなかった。	監査責任者による指示と監督 及び監査調書の査閲の不足

上記改善勧告事項に関する監査事務所の対策には以下のようなものがあります。

① 財務諸表に重要な影響を与える関係会社株式の評価にあたっては、職業的懐疑心を発揮し、経営者が使用した重要な仮定の合理性を含め、事業計画を批判的に検討する。
② 監査対象会社のビジネスをより深く理解した上で、その商流等を考慮し、不正に関連する監査基準等の要求事項に従い、起こり得る不正の態様を具体的に検討して、売上取引の種類・取引形態に適合したリスク対応手続を立案し実施する。
③ 監査責任者を変更した上で、新たな監査責任者が十分な監査時間を確保し、補助者に対する指示、監督を適時・適切に行うとともに、深度ある監査調書の査閲を実施する。

（２）改善勧告事項となった根本的な原因と対策

改善計画書に記載された改善勧告事項となった根本的な原因と対策には以下のようなものがあります。

改善勧告事項

- | |
|---|
| ① 財務諸表に重要な影響を与える関係会社株式の評価に関して、関連する会計基準に適切に準拠しているか検討していなかった。 |
| ② 監査事務所の品質管理のシステムを適切に整備・運用していないことから、前年度の通常レビューにおける改善勧告事項に対する改善措置が実施されず、当年度の通常レビューにおいても、再指摘を含む多数の改善勧告事項が発見された。 |

原因

- ・ 会計基準及び監査基準の誤解や理解不足
- ・ 監査責任者による指示と監督及び監査調書の査閲の不足

分析の深耕

根本的な原因

- 監査業務の品質を重視する風土が監査事務所内に醸成されていない
- 監査品質の改善や向上について継続的な取組を行う姿勢が不足している
- 組織的な監査を実施する体制の整備が出来ていない

上記改善勧告事項に関する監査事務所の対策は、以下のとおりです。

- | |
|---|
| ① 専門要員に内部研修だけでなく、会計及び監査に関する外部研修への参加を促す。また、経験あるメンバーの主導により監査チーム内討議の深化を図るとともに、進捗状況を共有し、監査責任者による指示・監督を徹底する。 |
| ② 監査品質を重視する風土を醸成し、組織的な監査を実施する。 |

（３）当協会の対応

当協会は、監査事務所と深度あるコミュニケーションの実施、監査業務に有用な研修の実施及び監査ツールの提供等によって、監査事務所の改善措置への取組に対して、指導機能を発揮しています。

一方、再指摘を含む多数の改善勧告事項が発見される等、改善措置が適切に実施されない上記（２）②のような監査事務所に対しては、品質管理の充実のための自助努力を促すとともに、その状況を監督していくことが必要であると考え、品質管理レビューの結果に基づく措置を決定しています。また、上場会社監査事務所名簿等登録事務所に対しては、上記の措置に加えて、上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置を講じることにより、監督機能を発揮しています。

6 上場会社監査事務所登録制度

(1) 上場会社監査事務所登録制度の概要

当協会は、上場会社と監査契約を締結している監査事務所の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図り、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するため、上場会社監査事務所登録制度を導入しています。

上場会社監査事務所名簿等には、監査事務所の概要のほか、品質管理の状況のレビューによる限定事項等の概要、懲戒処分等の情報が記載されています。なお、当協会では、上場会社監査事務所名簿等を当協会のウェブサイトで公開しています。

<http://tms.jicpa.or.jp/offios/pub/>

また、上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所の概況（上場会社監査数等）を「(参考1) 上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所の概況」に記載しています。

【当協会のウェブサイトで公開している上場会社監査事務所名簿等の開示例】

事務所名称	組織形態	代表者	所在地		品質管理レビュー実施状況	措置 懲戒 行政処分 勧告	その他	情報更新日
イロハカンサハウジン イロハ監査法人	法人	カンサ タロウ 監査 太郎	東京都	誓約書 品質管理概要 説明書類	レビュー：2017/02 フォロー：2015/01 レビュー：2013/11	あり ※		2019/02/02
エービーシーカンサハウジン ABC監査法人	法人	カンサ ジロウ 監査 次郎	東京都	誓約書 品質管理概要 説明書類	レビュー：2018/11 フォロー：2016/10 レビュー：2015/10			2019/02/02

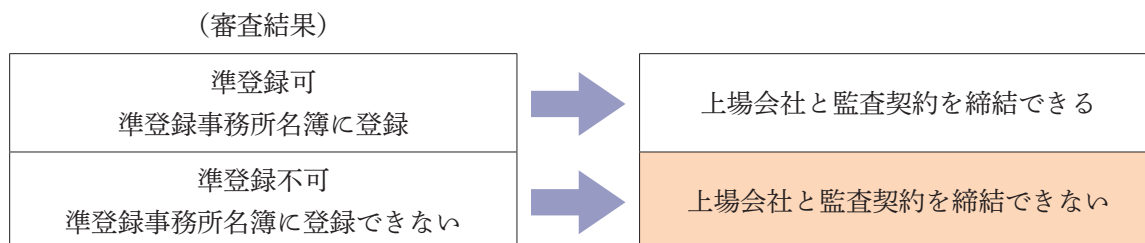
※「措置、懲戒、行政処分、勧告」欄に「あり」と表示されている場合、リンク先にその内容が掲示されます。

❗ 各証券取引所の有価証券上場規程等では、上場会社の会計監査人は、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所でなければならないとされています。また、新規の上場に際しての会計監査人は、上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所のうち、品質管理レビューを受けた監査事務所でなければならないとされています（東京証券取引所の場合、有価証券上場規程第205条第7号の2、第441条の3等）。

(2) 上場会社監査事務所名簿等への登録審査

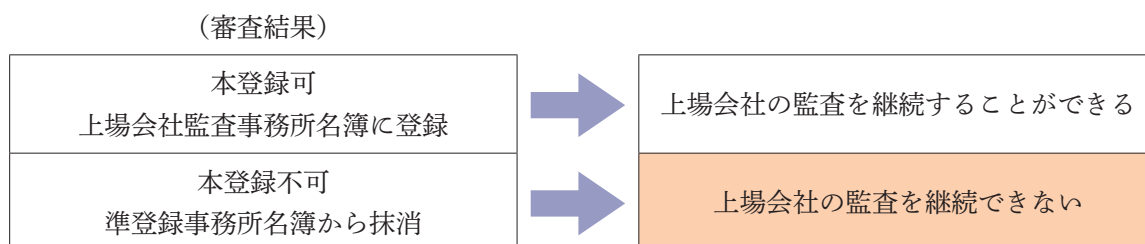
① 準登録審査

上場会社監査事務所名簿等に登録されていない監査事務所が、新たに上場会社との監査契約を予定する場合は、準登録事務所名簿への登録を申請し、その後に審査が行われます。



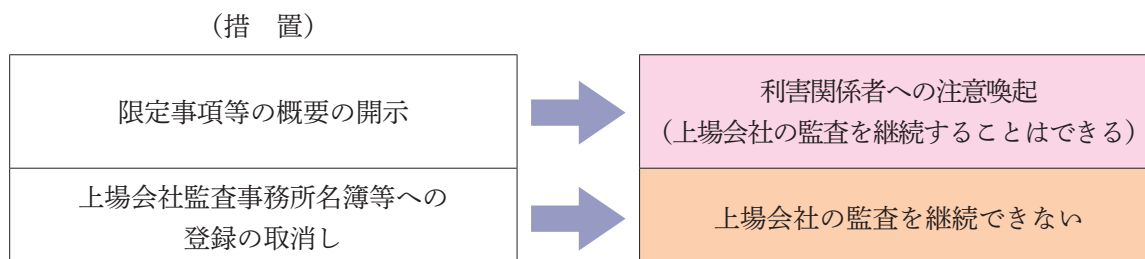
② 本登録審査

準登録事務所は、上場会社と監査契約を締結し監査を実施して監査報告書を提出した後、通常レビューを受け、この通常レビューの結果に基づき上場会社監査事務所名簿への本登録の審査が行われます。



(3) 上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置

上場会社監査事務所については、通常レビューを実施した結果に基づき「品質管理レビュー制度における措置」及び「上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置」の両方を決定します。上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置として、上場会社監査事務所名簿等への登録の取消しが決定された場合、当該監査事務所は、上場会社の監査を継続することができなくなります。



❗ 監査事務所が上場会社を監査するのに十分な能力、態勢を有していることが担保されるように、厳格に審査を行い、上場会社監査事務所名簿等への登録の可否及び登録事務所に対する措置を決定しています。

7 上場会社監査事務所名簿等の状況

2018年4月1日から2019年3月31日までの間に、登録審査を経て上場会社監査事務所名簿等に登録された監査事務所は9事務所であり、上場会社との監査契約がなくなった等の理由により上場会社監査事務所名簿等の登録を抹消された監査事務所は12事務所です。

この結果、2019年3月31日現在、上場会社と監査契約を締結することができる監査事務所は131事務所です。

なお、2018年度の品質管理レビューの結果に基づき、上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置が決定された監査事務所が2事務所ありました。

【上場会社監査事務所名簿等登録事務所の内訳】

(2019年3月31日現在)

	監査法人	公認会計士	合計
上場会社監査事務所名簿に登録されている 上場会社監査事務所（本登録事務所）	112 事務所	6 事務所	118 事務所
準登録事務所名簿に登録されている監査事務所 （準登録事務所）	8 事務所	5 事務所	13 事務所
上場会社監査事務所名簿等登録事務所計	120 事務所	11 事務所	131 事務所

8 品質管理審議会からの勧告事項への対応

品質管理審議会は、品質管理委員会及び上場会社監査事務所登録・措置不服審査会の活動をモニタリングする機関です。品質管理委員会は、同審議会から2018年6月4日付けで「平成29年度品質管理委員会活動に関する勧告書」を受領しました。その勧告書に記載されている勧告事項に対する品質管理委員会の対応は、以下のとおりです。

勧告事項 1. 品質管理レビューの一層の充実

(1) 会長通牒平成28年第1号及び監査提言集（特別版）への対応状況の確認（継続）

2017年度に引き続き、会長通牒等において特に留意すべきものとされた7項目を、当年度の重点的实施項目として採り上げ、監査事務所及び個別業務において対応が適切に行われているかを確認し、不十分な点があった場合は改善勧告事項とすることで、指導及び監督を実施しました。なお、当年度の通常レビューにおける重点的实施項目の結果については、「4.(3) ②当年度の重点的实施項目とレビュー結果」（16ページ）をご参照ください。

(2) 監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の確認（継続）

2017年度に引き続き、会計監査懇談会提言を踏まえた3項目を、当年度の重点的实施項目として採り上げ、監査事務所の品質管理のシステムが適切かつ有効に整備・運用されているかを確認し、不十分な点があった場合は改善勧告事項とすることで、指導及び監督を実施しました。なお、当年度の通常レビューにおける重点的实施項目の結果については、「4.(3) ②当年度の重点的实施項目とレビュー結果」（16ページ）をご参照ください。

(3) 慎重な品質管理レビューの審査及びレビューアーの能力の向上を目的とした取組の計画的な実施（新規）

品質管理レビューの審査をより慎重に実施するために、重要な案件については、特に監査事務所とのコミュニケーションを十分に行う他、レビューアー間のチェック体制の強化等、前年度に整備した体制を適切に運用しました。

また、レビューアーの能力の向上を目的として、レビューアー全体会議の開催頻度を高め、運営方針や改善勧告事例に関する意見交換と情報共有を充実させました。さらに、レビューアーに求められる技能や能力にフォーカスし、それぞれの研修目的を明確にした研修を実施しました。

(4) オフサイトモニタリングによる情報収集・分析の一層の強化と品質管理レビューの実効性の向上（新規）

オフサイトモニタリングによる情報収集・分析を一層強化するために、上場会社や監査事務所の情報を収集し、リスク評価を継続的に実施するためのプロジェクトチームの人員拡充等の体制整備を行いました。この施策を実行した結果、レビューチームは、より有用な情報を入手することが可能になり、レビュー対象業務の選定やレビュー計画における詳細分析等を効果的に実施するうえで、これらの情報を役立てています。

また、品質管理レビューの実効性向上に向けて、リスクに注力した通常レビューを実施するため、現行の上場会社監査事務所部会に専門スタッフを配置した上で、上場会社及び上場会社監査事務所に関する積極的な情報収集・分析を行い、レビューや個別案件審査に情報提供する体制を整備するなどオフサイトモニタリングを強化するとともに、通常レビューの主要事項（頻度、結論、改善勧告事項への対応）の見直しを行うことについて、2019年7月の定期総会で品質管理レビュー制度等に関する会則等の変更を審議する予定です。

勧告事項 2. 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の周知徹底

(1) 日本公認会計士協会の自主規制としての品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の社会への積極的な周知活動（継続）

品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の社会への周知活動として、以下を実施しました。

- 通常レビュー対象監査事務所、上場会社の監査役等及び機関投資家に向けた 2017 年度の品質管理レビュー制度や活動状況の概要をまとめた冊子「品質管理レビューの概要」の配布
- 当協会のウェブサイトでの「品質管理レビュー制度」の項目における制度の概要等に関する情報の発信
- 品質管理レビューの事例について資本市場関係者、特に監査人のコミュニケーションの対象となっている監査役等に伝えることを主眼として、「平成 29 年度 品質管理レビュー事例解説集」の新規作成及び当協会のウェブサイトでの発信
- 「月刊監査役」（2018 年 8 月号）への品質管理レビュー制度に関する寄稿（表題「日本公認会計士協会における品質管理レビュー制度等の概要（平成 29 年度）」）
- 公益社団法人日本監査役協会主催の講演会における「品質管理レビューの事例解説」をテーマにした講演の実施（2019 年 2 月）

9 今後の行動計画

品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度（以下「品質管理レビュー制度等」という。）は、現行の制度及び体制においても、当協会の自主規制機能として一定の成果を挙げていると考えられます。しかしながら、我が国を代表する株式会社における近年の不正会計事案などを契機として、改めて公認会計士監査の信頼性が問われている状況にあります。かかる状況の下、当協会では、自主規制全体の組織体制及び品質管理レビュー制度等の在り方について検討を行ってまいりました。この検討結果を受けて、当協会の自主規制に係る組織体制及び品質管理レビュー制度等に関する会則等の変更を行うべく、2019年7月の定期総会で審議することを予定しています。

品質管理委員会としては、品質管理レビュー制度等の改正論点及び改正内容を踏まえ、2019年度から実行可能なものについては早期に対応するとともに、2020年度の品質管理レビューでの運用に向けて体制を構築していきます。

1. 当協会の自主規制に係る組織体制について

自主規制に係る組織体制検討プロジェクトチームを設置し、自主規制機関としての説明責任をより一層果たし、かつ会員に対する不利益の発生リスクを低減するなど、自主規制機能の向上のための組織の在り方を検討しました。

当協会の自主規制に係る組織体制の主な改正論点は、以下のとおりです。

- (1) 品質管理レビュー制度等のモニタリング機関である「品質管理審議会」及び個別案件審査制度のモニタリング機関である「監査業務モニター会議」の発展的解消と、その機能を引き継ぐ「自主規制モニター会議」の設置
- (2) 品質管理レビュー制度における不服審査機関である「上場会社監査事務所登録・措置不服審査会」及び個別事案審査制度における不服審査機関である「不服審査会」を一つの機関として、各制度に係る関係会員からの申立ての審査機能を担う「適正手続等審査会」の設置

2. 品質管理レビュー制度等について

2016年11月に品質管理レビュー制度等検討プロジェクトチームを設置し、公認会計士監査を取り巻く現在の環境を踏まえ、当協会の自主規制機能の中核である品質管理レビュー制度等が果たすべき役割と、そのために必要な枠組・制度・取組等の具体的な事項を検討しました。

品質管理レビュー制度等の主な改正論点は、以下のとおりです。

(1) 品質管理レビュー制度関係

- ① 通常レビューの種類
- ② 通常レビューの頻度
- ③ 通常レビューの結論と改善勧告事項への対応
- ④ 改善勧告事項の改善状況の確認方法
- ⑤ 品質管理レビュー制度上の措置の決定基準
- ⑥ 特別レビューの実施要件

(2) 上場会社監査事務所登録制度関係

- ① 上場会社監査に関する情報収集・分析
- ② 新たに上場会社の監査を希望する監査事務所に対する審査
- ③ 上場会社監査事務所名簿における重要な不備事項の開示

(参考1) 上場会社監査事務所名簿等に登録されている 監査事務所の概況

上場会社監査事務所名簿等に登録されている 131 監査事務所の概況は、以下のとおりです。

(1) 上場会社監査数に基づく内訳

上場会社監査数を基にした監査事務所の内訳は、以下の表のとおりです。

(2019年3月31日現在)

上場会社監査数	事務所数	構成比	上場会社監査数合計	構成比
100 社以上	5 事務所	3.8%	2,847 社	76.1%
20 ～ 99 社	8 事務所	6.1%	392 社	10.5%
10 ～ 19 社	14 事務所	10.7%	189 社	5.0%
10 社未満	104 事務所	79.4%	315 社	8.4%
合 計	131 事務所	100.0%	3,743 社	100.0%

(2) 所属公認会計士等（公認会計士以外のその他の監査実施者を 含む。）の数に基づく内訳

監査事務所に所属している公認会計士等の数（常勤者及び非常勤者の合計）を基にした監査事務所の内訳は、以下の表のとおりです。

(2019年3月31日現在)

所属公認会計士等の数	事務所数	構成比	所属公認会計士等の数合計	構成比
1,000 人以上	4 事務所	3.1%	19,451 人	79.0%
100 ～ 999 人	7 事務所	5.3%	2,268 人	9.2%
20 ～ 99 人	60 事務所	45.8%	2,197 人	8.9%
20 人未満	60 事務所	45.8%	697 人	2.8%
合 計	131 事務所	100.0%	24,613 人	100.0%

(参考2) 上場会社の会計監査人の異動状況

当協会は、金融商品取引法等に基づく会計監査人の異動理由の開示がより充実したものとなるように、具体的な異動理由を把握するとともに、品質管理レビューの実施過程において会計監査人と意見交換を行っています。

(1) 会計監査人の異動件数

2018年4月1日から2019年3月31日までの期間の、証券取引所の有価証券上場規程に基づく適時開示(以下「適時開示」という。)から当協会が把握した会計監査人の異動は115件になります。なお、当該件数には監査法人の合併による異動55件を含めておりません。以下の表は、前任監査人及び後任監査人の監査事務所の規模別に、会計監査人の異動状況をまとめたものです。

【会計監査人の異動状況】

		前任監査人		
		大手4監査法人	大手4監査法人以外	合 計
後任監査人	大手4監査法人	26件	2件	28件
	大手4監査法人以外	50件	37件	87件
	合計	76件	39件	115件

115件の会計監査人の異動のうち、大手4監査法人が前任監査人であった件数は76件と全体の過半数を占めていますが、その一方で、大手4監査法人が後任監査人となった件数は28件となりました。

(2) 会計監査人の異動理由

会計監査人の異動理由には、例えば、会計処理に関して会社と会計監査人との意見の不一致が原因の場合等、株主や投資家にとって極めて重要な情報もあるため、金融商品取引法に基づく臨時報告書及び金融商品取引所の適時開示制度などにより、会計監査人の異動理由を開示することとされています。しかしながら、開示された異動理由を見ると「任期満了」による交代とするケースが多く、金融庁に設置された「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」から2019年1月に公表された報告書において、監査人の任期が通常1年で終了することからすれば、このような記載は交代理由の開示として不適切と指摘されています。

当協会としては、会計監査人の異動理由の開示の充実に向けて、上場会社監査事務所が当協会へ提出している「登録事務所概要書変更事項届出書」(以下「届出書」という。)に具体的な異動理由の記載を求め、その内容を適時に把握しています。

以下の表は、2018年4月1日から2019年3月31日までに生じた会計監査人の異動のうち、2019年4月30日までに前任監査人及び後任監査人から届出書の提出があった85件の会計監査人の異動について、そこに記載されている会計監査人の異動理由を集計したものです。

【登録事務所概要書変更事項届出書に記載された会計監査人の異動理由】

会計監査人の異動理由（複数選択可）	回答件数	
	前任監査人	後任監査人
(1) 連結グループでの監査人統一	10 件	10 件
(2) 海外展開のため国際的ファームへ交代	1 件	4 件
(3) 監査人の対応の適時性や人員への不満	2 件	27 件
(4) 監査報酬	40 件	33 件
(5) 継続監査期間	11 件	13 件
(6) 監査期間中に直面した困難な状況	2 件	0 件
(7) 会計・監査上の見解相違	2 件	1 件
(8) 会計不祥事の発生	5 件	5 件
(9) 企業環境の変化等による監査リスクの高まり	4 件	3 件
(10) その他	12 件	8 件
合 計	89 件	104 件

(注) 会計監査人の異動理由は複数選択することができるため、会計監査人の異動件数 85 件と上記の回答件数の合計とは一致しません。

回答件数を見ると、前任監査人及び後任監査人ともに異動理由として「監査報酬」を最も多く挙げており、また両者の回答件数が最も大きく乖離しているのは「監査人の対応の適時性や人員への不満」になります。一方、上記 85 件の会計監査人の異動について、適時開示では「任期満了」のみを挙げているケースが 52 件と最も多く、その他に「継続監査期間」や「連結グループでの監査人統一」を挙げているケースがあります。なお、上記 52 件の「任期満了」に対して、前任監査人及び後任監査人の届出書で最も多く選択されている回答項目は、「監査報酬」になります。

(参考 3) 年次報告書（詳細編）との関係

本冊子（目次）	年次報告書（詳細編）
1. 自主規制団体としての日本公認会計士協会の取組	—
2. 品質管理レビュー制度等	・第1章 品質管理レビュー制度 ・第2章 品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会の検査との関係 ・（資料2）監査品質について
3. 品質管理レビューの実施状況及び実施結果	・第3章 品質管理レビューの実施状況及び実施結果 ・（資料3）通常レビューの実施状況及び実施結果の推移 ・（資料4）通常レビューの実施対象とした監査業務の市場、産業、決算期ごとの割合
4. 通常レビューにおける改善勧告事項	・第4章 通常レビューにおける改善勧告事項 ・（資料5）通常レビューにおける改善勧告事項及び限定事項付き結論又は否定的結論を表明する原因となった事項 ・（資料6）監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の調査結果の概要
5. 改善勧告事項となった原因と対策（改善措置）	・第5章 改善勧告事項となった原因と対策（改善措置）
6. 上場会社監査事務所登録制度	・第6章 上場会社監査事務所登録制度
7. 上場会社監査事務所名簿等の状況	・第7章 上場会社監査事務所名簿等の状況
8. 品質管理審議会からの勧告事項への対応	・（資料7）平成29年度品質管理委員会活動に関する勧告書
9. 今後の行動計画	—

このほか、当協会の品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度を理解する上で下記の資料も参考となりますので、ご活用ください。

- 品質管理レビュー制度 Q & A
- 品質管理レビュー事例解説集

本冊子に対するご意見・ご要望等の連絡先
「品質管理レビューご意見受付窓口」電子メールアドレス
qc-opinion@jicpa.or.jp

